

小規模太陽光発電所の建設を計画する皆様へ

森林の伐採を伴う場合やため池の水面等に設置する場合は 自然環境調査が必要です

令和2年3月10日に、0.5ha～5haの太陽光発電所事業を対象とする「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針（以下「調査指針」という。）」を制定しました。

事業者の皆様はこの調査指針に基づき、工事着手の60日前までに自然環境調査を行い、その結果を県に報告していただくようお願いします。

注 大規模な太陽電池発電所（事業区域面積5ha以上の新設・増設事業）については、令和2年4月1日以降、環境影響評価に関する条例や法律に基づいた、環境アセスメントを行う必要があります。

対象となる小規模太陽光発電所の事業

太陽光発電所の新設・増設であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するもの（事業区域面積が0.5ha^{※注2}以上のもの。アセスメント対象のものを除く。）

注2・たつの市、小野市、朝来市、多可町、市川町の区域並びに三田市の市街化調整区域外⇒0.1ha以上
・三田市の市街化調整区域内⇒0.03ha以上

調査指針の主な内容

- (1) 自然環境調査の実施（自然環境を適切に把握できる時期に1回以上）
- (2) 調査結果報告書の作成・提出（必要に応じて県からの助言を受けます。）

その他関連事項（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（太陽光条例））

太陽光発電施設の設置基準として、「野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと」を追加しました（令和2年4月1日施行）。

⇒小規模太陽光発電所については、調査指針に基づく自然環境調査結果を事業計画届出書に添付していただくこととなります。

Q
&
A

- Q. 休耕田で太陽光パネルを設置する場合、調査指針の対象になりますか。
A. 休耕田、建物跡地、屋根等に設置する場合は対象となりません。
対象となるのは、森林の伐採又はため池の水面上等に設置する場合です。
- Q. 「森林の伐採」の「森林」の定義は。
A. 森林法第5条で定義される森林です。
- Q. 事業区域面積とは、パネルの設置面積のことですか。
A. 事業区域面積とは、パネル設置面積に加え、パワコン、フェンス、調整池、進入路及び法令上必要な残置・造成森林等の面積を合計した面積です。
なお、取扱いは太陽光条例と同じです。
- Q. 県内全ての区域が対象となりますか。
A. 神戸市以外の区域が対象です。
- Q. どのような自然環境調査を行う必要がありますか。
A. 動植物の生息・生育状況、生態系の状況について現地調査を行う必要があります。具体的な調査内容等については、県「環境影響評価指針」や、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考にしてください。
- Q. 報告書の様式はありますか。
A. 特に決めていません。参考様式を用意していますのでお問い合わせ下さい。

